

相
続
の
機
能
と
構
造

福
島
四
郎

目次

- 一 序 本稿の意図
- 二 相統の機能
- 三 相統の構造
- 四 結 将来の課題

一 序 本稿の意図

一 憲法と相続　西ドイツ共和国基本法^(一九四九年五月)第一条は、「所有権及び相続権は、これを保障する。その内容及び制限は、法律でこれを定める」、と規定し、憲法で、相続権の基本的な人権性を、宣言しているが、東ドイツ共和国憲法^(一九四九年五月)第二二条は、「所有権は、憲法でこれを保障する。……相続権は、民法の定めるところに従って、これを保障する。相続財産についての国家の取得分は、法律でこれを定める」、と規定し、相続権は、民法上の保障をうけるにとどまっている。またソビエト同盟憲法^(一九三六年一月)第四条は、「ソ同盟の経済的基礎をなすものは、資本主義的経済制度の清算・生産用具及び生産手段の私有の廃止……の結果確立された社会主義的経済制度並びに生産用具及び生産手段の社会主義的所有である」、と声明しながらも、なお第一〇条は、「市民の労働所得と貯蓄・住宅と家庭副業・家事と日常使用に供する物品及び個人の消費と便益にあてる物品に対する市民の個人的所有権と市民の個人的所有物を相続する権利とは、法律によって保護される」、と規定し、きわめて制限的ではあるが、個人相続権の法律保障を宣言しているのに、アメリカ合衆国憲法^(一七八七年九月)第五条に基づいてなされた増補及び改正箇条^(一七九一年)第五条は、「……或は正当な法律の手續によらないで生命・自由又は財産を奪われ、或は相当の賠償なくして、公用のために私有財産を収用されることはない」、と規定し、相続権の保障については、とくに明示していない。日本国憲法^(一九四六年五月)第二九条は、「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに法律でこれを定める。私有財産は、正当の補償の下に、これを公共のために用いることができる」、と規定し、形式上は、アメリカ憲法に近似しているが、第二四条第二項が、「配偶者の……相続……に關しては、法律は、個人の尊厳と両

性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定していること、と対照すれば、やはり、わが憲法は、財産権のように、基本的人権としてではないまでも、相続権を保障する趣旨であることは、じゅうぶん察知せられる。さればこそ、右条項の精神を体して、新民法第五編「相続」の一編が、設置されているわけである。

二 民法と相続 民法は、一般私法であり、一般私法は、個人の私的生活利益の保護を、目的とする法律であるところから、そこでは、生存者のみに権利能力（法上の主体性）をみとめればたる、とかんがえられ、「私権ノ享有ハ出生ニ始マリ」（民一ノ三）、死亡に終る（明示はない、が論理上）、という基本原則が支配する。したがって、個人の私権関係は、その死亡によって、消滅し、その有体財産は、無主となり、動産は、先占者の所有に、不動産は、国庫の所有に、帰属すること、になっている（民二三）。だから、この点からは、生前の胎児の法律地位（民七二一・七八三・八八）や死後の財産相続（民第五編）は、いずれも、前記の基本原則に対する特例をなすもの、といわねばならない。しからば、この特例たる相続の社会的意義なり法律的特質なりは、どこにあるのであろうか。この問題については、すでに、最近も岩垂肇「相続の根拠と現代相続法の目標」（民商二六卷四号）、「一七卷二号」、遠藤浩「相続の根拠をめぐって」（私法一七号）をはじめ、その他にも若干貴重な研究が公表されており、それぞれ裨益するところが少なくないが、私は私なりの視野から、いちおうの考察をまとめてみたいとおもって、筆をとったのが、本稿である。

二 相続の機能

一 所有権支配の継続 相続は、財産所有者の所有者としての任務を、その相続人自身において、承継させねばならない使命を、もつ。私権の享有は、死亡によって終止する、という基本原則のもとでは、個人は、その財産につい

て、時限的の所有権と生存中の用益権を、もちうるにとどまる。自然法学説は、相続権のうち、所有権の天賦人権性を、みとめようとするが、これは、歴史的事実の特徴や社会倫理的の要請を、じゅうぶんに考慮していかないもの、といわねばならない。所有権は、けっしていわゆる「不滅権」、ではない。これは、ただ土地のような一定の有形財のそれについてのみ、いいうるにすぎない。また個人所有権をみとめることからして、理論上当然に、それが、時間的に無制限に、同一人に帰属せしめられることには、ならないし、所有者の死後は、かならず一定の相続人によって、承継されねばならぬことも、結果しない。しかし、社会における個人は、単独で生活するものではなく、他人とともに、また他人のためにも、生存するものである。私有財産は、その所有者自身のために、各自に帰属せしめられることは、いうまでもないが、同時にまた、それは、所有者と生活を共同にする家族や彼を信頼して取引する者の担保にも、なるものである。だいたい、個人の財産権は、死亡によって消滅するというのは、権利主体の消滅によって、その法律関係は、もはやあらたな変動を生じえなくなる、という意であって、それまでに、すでに形成されていた法律関係が不存在になる、という義ではけっしてない。人の肉体的生命は死滅するが、その経済的生命は存続する。したがって、共同家族や取引関係者の法益とこれを保障する必要とは、彼の死後もいぜんとして残存するもの、といわねばならない。しかるに、ただ死亡という偶発的事由のみによって、そのいっさいを抹殺してしまうことは、社会治安の確保や経済秩序の維持のために、とうてい許さるべきことではない。いったん個人に属せしめられた財産権は、その死後も、別の個人によって承継されるもの、とすることに、はじめて、それ本来の使命をはたしうることになる。ここに個人相続権の必要性が認められる。一九一八年には、私有財産権のみでなく、個人相続権をも、廃棄したソビエト・ロシアも、わずか四年の短期間でふたたび、その復活をよぎなくせられた事実にもちょうしても、いかに

私有財産権と個人相続権に対する人間的執着が強靱であるかを、うかがいしりうる。

二 個人の自己責任の昂揚 遺言自由と近親相続は、個人死後の近親に対する責任と社会秩序の形成に対する共同責任を、昂揚する。クルーゼ (Vinding Kruse: das Eigentumsrecht, 1931) は、これを「財産のデモクラティーにおける心的要素は、相続法の秘訣である」という言葉で、表現している。相続権は、財産所有者にとって、近親のための個人的かつ社会的生活の原動力となり、その勤勉心や営利心や貯蓄心を促進し、したがってまた、その生活意欲や自己主張意思を振興することにもなる。そして、自己および近親の需要以上のものを創造することは、無益であるというような、相続を認めるのでなければいけない、誤った思考を除去し、人間最高の人格価値を破滅させるような、廢類的享樂的な生活を防止すること、にも貢献する。現在の社会的機能を担当している所有権制度における財産の大多数は、個人が利己を自制する力によって、生成されるのであって、他人に対する力を濫用することによって、形成されるのではない。個人所有権は、その機能を時代の大きな潮流のなかに、しかも人間の長い生涯において、その本来の存在形式を実現するために、把握されねばならない。所有権は、ただ所有者個人の瞬間的享樂のためにのみ、消費せらるべきではなく、むしろ永続的な価値の建設のために、寄与せしめらるべきものである。私有財産権の個人相続制が承認せられるゆえんは、これが、死後における近親の生活保障という、個人の正当な根源的要請に、適合するのみでなく、また市民社会の取引信用の維持という、共同目的にも合致し、さらには相続によって形成される占有関係の統継性のうちに、国家自体の不滅性の基礎を提供するからでもある。

三 集团的権力に対する個人的人格の確立 相続制度は、個人と家族が、その共同使命のゆえに社会的に承認された、有効な共同体形式であるかぎりには、これに対して、高度に特殊化された労働分業によって、個人を分離し、また

極度に利己化された資本集団によって、社会生活を破壊にみちびくところの、マスコミ時代におけるもつとも危険な集団化に対して、高度の自主性を、保障する。そして社会の集団化された経済生活において、また個人の政治経済的奴隷状態において、人格価値を無力化するところの、国家機構における脅威的な政治経済的権力の重圧に対して、個人の自己主張をも、擁護する。この意味において、相続権は、われわれ個人の社会生活調整のための必需的要件であるといふべく、それは、個人所有権の主たる目的は、経済的意義にあるというよりは、むしろ個人のとうとい勤労による人格主張の手段として、認識せらるべきことにあること、を強調する。個人の身体的・精神的かつ肉体的の所与と同様に、所有権は、それらの活動の結果として、その個人に附属せしめられるものであって、彼の人間的存在の結果であるだけでなく、同時にまた、その根源でもある。だからこそ、その個人によって、その範囲においてのみ、死後にもそれを、自主的に規制しうるものとせられるのである。相続権によって、はじめて所有権に、超世代的意義をあたえ、個人をして過去以上に、その経済的価値を高揚せしめようとする意思をもたせ、同時にまた、それは、財産がなければ人格は破滅するから、財産のためには、個人は全力を傾倒すべきであり、精神的・肉体的自由と労働力は、個人人格の不可離的要素として、その財産に属するものであること、を警告する。すでに一言したように、相続法は、個人の経済的目的のためよりも、むしろその人格的目的のために、奉仕するものであるという意味を、バルソロメウク・チイク(Horst Bartholomeyczik: Erbrecht, 1956)は、「相続権による所有権の非財化」、という言葉で、表現している。

四 私的権力の独占と財産偏在の助長 相続を容認することは、財産を特定少数の相続人に集中させる結果、配分の不平等が強化されるとともに、相続による不労所得を認許することにもなう道義的腐爛の危険も招来せられる。そもそも、個人が生存せんがための必要財は、その生存中は保有せらるべきものとしても、死亡によって不要化した

財産は、すみやかに社会に取得さるべきが至当である。相続制度は、すでにその出発点において財産上の不平等を作出するものであるから、社会正義に反するものといわねばならない。勤勉者が怠惰者よりもおおく所有することは、真の公平に適合するから、各人の活動状況によって生ずべき不平等は、是認せらるべきも、父祖からの相続によって生ずる不平等は、黙許すべからざるものである。また私有財産の個人相続を認めることは、私的権力の独占とその濫用に対する重要な補助的地位を提供する結果になることも、否定しえない。

五 相続の承認 叙上のように、相続の機能には、利害の両面が、包蔵せられているが、もしも相続を否認するに於いては、人間性の根底にふかくねざす個人所有権の絶滅をきたし、個人の活動は終息し、社会の経済取引は停止し、ひいては国家の事業も枯渇するにいたるであろう。国家所有権から家族所有権へ、さらに家族所有権から個人所有権への進化の過程において、ようやく個人所有権こそ、所有権制度の本旨であるとして、これが確立をみている現在、さらにこれを発展継続せしめ、その欠陥を是正して、将来の完璧を期するみちは、相続を承認すること以外にはないであろう。この意味において、相続の制度は、ただに個人の私益保護のためだけでなく、国家社会の公益維持のためにも必要なものといつてよい。

三 相続の構造

一 相続の基本体制 相続を結果する二つの基本原則たる遺言自由と親族相続のあいだには、一つの明確な対立が存在する。遺言自由は、遺産の運命に関する決定を、被相続人に一任するのに対して、親族相続は、遺産は一定の親族に帰属すべきこと、を要求する。両者の衝突はふるくから注目せられ、種々の調整が努力されてきたが、けっきよ

くは、遺言自由をみとめる場合においても、最近親族にはかならず遺産の一定部分を保障する、という方法におちついた。民新法も、配偶者・直系血族と兄弟姉妹にかぎって、相続人(代襲相続人もふくむ)を法定し(民八八七)兄弟姉妹以外の法定相続人には、一定の遺留分をみとめ(民一〇)、その反面、遺留分を書ししない範囲では、遺贈の自由をゆるし(民九六)、包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するものとしている(民九九)。

二 死後承継の法理 1 無主物先占説 私有財産の死後承継が、相続であるとするならば、相続は、私有財産の死後承継を前提としてのみ、成立しうることになり、個人所有権の死亡消滅の原則のもとでは、相続を承認する余地はないことになる。この場合には、私有財産は所有者の死亡によって無主財産となり、先占者によって、その所有権は、原始的に取得される結果になるが、そのさい死者の共同生活者たる親族は、先占者として、その遺産を取得することが、みとめられる。これを、親族の相続と、みるわけである。しかし、この説によると、相続は、無主財産の原始取得ということになって、被相続人の財産の死後承継という觀念には、適合しないのみでなく、また親族の先占を法的に擬制するものであって、事実上他人が先占しているような場合には、説明にきゆうすることになる。

2 人格不滅説 すべて私権の存在基礎は、権利主体の意思ないし人格を不可欠の要素として、考えられているが、これはかならずしも、有機的肉体人の存在を前提とするものではない。相続についてみれば、被相続人の意思ないし人格は、彼の死後も遺産そのもののうちに存続する。だから遺産は、けっして無主ではなく、先占の目的にはならない。遺産中には被相続人の人格が捨象されることによって、その財産の一体性が持続されながら、新主体たる相続人によって承継せられるのである。しかし、それは、死者の人格が、事実上遺産そのもののなかに、残存する、と解すべきことを、意味するのではなく、法律上は遺産そのものが、死者にかわって相続さるべき権利義務の支柱を維持す

る主体として、承認せらるべきこと、を表現せんとするものにほかららない。しかしこの説も、人格不滅の擬制ないし死後人格の仮定にたつものであつて、あまりにも技巧的な觀念論にすぎない、といわざるをえない。

3 社会的継続説 個人の財産関係は、その関係者全員によつて、形成せられ維持せられるもの、であるという観点すなわち私有財産関係の社会的継続性の立場から、解明されなければならぬ。財産権の代表物ともいふべき所有権として存在する支配力は、あらゆる第三者に対して承認された権利関係として存在し、各人は、いったん創設せられた権利の客観的存在に対しては、これが法律行為または法律規定によつて廃棄されないかぎり、ぜったいにそれを承認しなければならぬ。しかも権利者の死亡のごときは、前記の廃棄事由には該当しないから、これによつて権利関係の否認を主張することはゆるされない。また一般的法律観からいつても、所有者が死亡した場合には、およそ社会はすべて、適正な相続人による遺産の承継を切望するであろうこと、が推測せられる。この財産法関係の社会的継続性が、主観的権利は、権利者の死後も、新主体によつて承継されるにいたるまでは、その客観的拘束性を持續することになる。そして、この理論を、法的に確認強化したものをこそ、現代の相続なのである。すなわち法律上相続人であらかじめ定し(民八八六)、遺産はすべて、相続の開始と同時に、法上当然かつ直接に、相続人に帰属し(民八八二・八八九〇)、相続開始と相続財産取得とのあいだに、事実上生ずる間隙は、法律上は存在しなかつたことにする相続選択の遡及効を、みとめることにしている。(民九三九)。(1参照)

三 相続の実体 1 新規独自の法的地位 相続の開始によつて、被相続人の財産は、全体不可分として、法上当然直接に、相続人に、承継せられ、相続人自身の財産と混合するとともに、また相続人は、これに関連して生起する新規独自の法的地位にたつことにもなる。一般には、相続は、被相続人の法人格の承継であるとか、その財産的権利義

務の包括承継であるとか、解されているが、これは、相続の一部たる効果面をみているにとどまり、その全貌たる本態をいいつくしているものではない。相続は、けっして被相続人の財産的権利義務だけの一括承継ではなく、法的に意味ある事実（進行中の時効・契約申込の受領）や権利形成の可能性（取消権・抗弁）も、その目的にふくまれるのみでなく、被相続人の地位においては形成されていなかったあらゆる法律関係（遺贈義務・相続回復請求・相続財産共有・遺留分取得）さえ、相続人について成立することになる。だから、相続というのは、相続人が、被相続人の財産は、従来の状態のまま、承継するが、これ同時にまた、それに関連して新規の変動をも生ずる独自の法的地位にたつことである、と解すべきである。したがって、相続人が相続の開始によって取得するのは、単一の権利の客体と考がえねばならない相続財産に対する一個の主観的権利ではなく、内容のきわめて複雑化した一個の法的地位ということになる。そして、この地位の取得の一面が、被相続人の権利の相続人への帰属であり、他面が、その義務の移転である（民八九）にすぎない。また相続は、被相続人の法人格の承継である、という表現も、適切だとはいえない。けだし、相続は、その承継の客体が、単一であるということ（もちろんこれもその特質の一つではあろうが）よりも、むしろその承継の要件が、単一であることに、より比重があるのであって、この点は、かならずしも感覚的に把握せられる必要はないとしても、相続によって被相続人の財産的地位が、相続人に移転するにさいして経験する法的変動は、看過されてはならない。このことは、すでにビンダー（J. Binder: das Erbrecht, 1930）によっても適正に指摘されている。

2 包括承継の体制 被相続人の財産の包括承継が、相続の重要な特質の一面とせられるのは、一つには、法律上の財産そのものの性質に、よるのであるが、いま一つには、相続債権者保護の要請にも、よることである。法律上財産というのは、単一の権利主体に統一された私法（権利義務）関係の一体として、観念せられるものであって、個々の債務

や負担が附着している物権や債権の総体として、理解されるのではない。そして権利義務の内部関係は、主観的には、単一の主体の権利の領域に統一されることによって、形成せられ、あたかも、法人と同様に、一定の時期において権利主体に帰属する財産は、単一不可分の全体として、理解せられ、この全一的結合は、客観的には、債務の基礎は、積極財産によって創設せられたという、因果関係にもとづくもの、とせられる。そして、かかる財産の一体性は、その主体の消滅によってえいきょうされることなく、存続する。したがって、これはまた、相続財産の取得の場合にも、その効力ないし範囲の決定基準となる。かくて、相続人は、相続の開始によって提供せられた財産を、全体として（債務や負担）取得するか、それとみせん取得しないかの択一がゆるされるにすぎないことになる（民九）。その取得の態様も、財産の不可分性にもとづいて、被相続人の死亡という単一の原因によって、全一的におこなわれ、個々の権利義務が各別に取得されるのではなく、またその清算された結果だけが帰属せしめられるのではない。被相続人の贈与や遺贈は、相続財産に対する直接の権利取得を生ぜしめるものではなく、相続人に対する履行請求権を生ぜしめるものにすぎない。相続人は、被相続人の死亡によって生じた財産的空位に没入することによって、その全体的効果を享受することになる。だから、相続の承認によって、相続財産に対する取得の意思が表明されておれば、あえて相続人において、個々の構成財産を知悉することも、その取得を意識することも、必要ではない。また個々の財産取得について、個々の法定手続を、履踐する必要もない。

3 自動的財産混合。相続によって、被相続人の財産は、全体として相続人に移転し、相続人自身の財産と混合する。そして被相続人と相続人とのあいだに対立的に存在していた財産的権利義務は、両者の地位の混同によって、いごもなお存続さすべき特別の理由がないかぎり、原則として消滅にきずる。被相続人が第三者に対して形成していた

財産関係は、その一身専属的のものでないかぎり、すべて従来と同一の状態で相続人に承継せられる。被相続人の財産にぞくしないものや、彼が権利をもたないものは、相続人から、その所有者ないし権利者に、返還することを必要とし、被相続人のした法律行為は、相続人自身のしたものとして、取扱われることになるから、被相続人が無権限でなした相続人の財産の処分についても、相続人は免責されない。

4 債務の当然承継 財産の一体性によって、被相続人の負担していた債務も、当然に相続人に承継せられる。相続債権者の請求権は、相続財産の債務に関するものにかぎるといわれるのは、その債務の原因を指称するにとどまり、その権利の実行について制限すること、を意味するものではないから、法的判断としては、被相続人の設定した債務も、相続人自身の設定した債務として、その履行義務を負担する。ただ連帯債権者の一人が、債務者を相続したときは、債務は全部消滅にきずるが、債権者と連帯債務者の一人とのあいだに、相続があったときは、他の連帯債務者の責任は消滅しないことに注意すべきである。相続人は、相続財産と自己固有の財産の混合した全財産をもって弁済すべき責任をおうことになる。ただし、これはもともと支払能力のあった被相続人を相手方として、信用を供与した債権者が、相続の結果、その権利を害せられないための配慮にほかならない（民九二〇・九二一参照）。しかし反面では、相続債権者といえども、相続によってとくに利得せしめられる理由はないから、相続財産のみによる弁済でたるとも考えられ、また相続債務の当然承継と混合財産による無限責任の原則は、相続人を破産自滅の脅威にさらす危険も少なくない。これらの事態に対処するには、包括承継の原則を放棄するかないしは相続財産と固有財産の自働的混合を阻止するかの措置を構するほかはない。限定承認（民九二二・九二五参照）と財産分離（民九四一・九五〇参照）の制度が、それである。とくにゲルマン法の「債権者は最近相続人である」との原則により、被相続人の債権者は、遺産から優先的に弁済をうけ、その残

余財産のみが相統人に帰属せしめられるという法理は、注目にあたいる。それが「相統する者は支払うべき者である」との原則におきかえられて、債権者の保護のために、ゆきすぎとさえ考えられる無限責任の原則化となって現在に至ったのである。

5 当然直接承継の意義 財産相統が包括承継である本質は、相統人なき遺産の存在をゆるさないという思想を、基礎としている。かくて、被相統人の死亡と相統人の生存とが同時に存在して、相統の開始と遺産の移転とが同時に並行せられうる。法上当然直接におこなわれる相統財産の帰属は、きゅうぎよくにおいては、相統人に法定されている者の意思決定（相統の承認）をうけねばならないが、これは相統財産の帰属の発効要件ではなく、むしろ帰属自体の確認行為にほかならない。相統財産の帰属は、被相統人の死亡と相統人として法定されていることによって、当然・直接に発生するのである。そして、この当然・直接の包括承継こそ、相統最大の目的である財産の取得を実現させることにおける確実性と簡易性の要請に、マッチするものといえる。ただし、被相統人の一体的財産が時間的間隙なく相統人へ移転するということは、ローマ法における休止遺産のような、相統開始と相統承認とのあいだにおける難解な法律問題の発生を防止し、不合理な時効取得の余地を排除するのみでなく、また厄介な相統承認の立証問題をも不要にするものであるからである。相統人は、相統の開始と自己の相統権を知ったかぎり、これによって即時・当然・直接に、相統財産を取得することになり、彼が死亡すれば、その相統財産は、彼の遺産の構成財産として、さらに彼の相統人によって相統されることになる（福島「相統法の発展と相統権の態様」、永田博士「新民法要義」完結祝賀論集参照）。

四 共同相統の關係 相統財産の共同所有關係は、いわゆる物権的共有關係か、それとも合有關係か、遺産の分割と効果の理論、第三者に対する關係等、解明せらるべき問題は多いが、本稿では割愛する。

四 結 将来の課題

一 問題の所在 根本的には、相続制度自体の是非に対する検討であり、具体的には、現行相続法制の当否に対する吟味である。しかし、すでに一言したように、相続制度自体には、利害の両面があるとしても、少なくとも現代社会においては、その維持が承認されている実情にあるのだから、問題を、現行相続法制の当否の点に限定して、考察することにすると、ここで、中心となるのは、なんとといっても、相続の範囲(相続人・相続財産)と相続の態様(承継のしかた)の二点、であろう。そしてこの問題の将来の一般的決定の指標は、相続を、必要かつ最小限度で認めることと、その構造を、可及的に簡明にすること、にむけらるべきであろう。そこに必要かつ最小限度でというものは、もっぱら相続人について、現代市民社会の小家族制度にマッチするようという意であつて、法的には婚姻家族相続主義をさし、また、可及的の簡明化というのは、包括承継・自働的財産混合にともなう法理の複雑性から解放されるようという義であつて、清算主義限定相続の原則化を示唆するものといつてよからう。

二 相続人の決定 いかなる者を相続人にするかは、被相続人の祭祀執行・遺産の運命・遺族の生活保障に、多大のえいきょうをもつ重大事である。相続人は、被相続人の代位者であるから、その決定は、被代位者たる被相続人の自由な意思に一任すべきであるとすれば、指定相続人制が承認せられ、いちおう被相続人の意思を尊重しながらも、その恣意に放任せず、公益的の立場から国法で、それを規定すべきものとすれば、法定相続人制が成立する。現行民法は、後者にぞくし、配偶者・直系血族と傍系卑属(民八八六)のひろきにわたつて、相続人を法認しているが、封建的大家族制の遺具が感じられ、現代の婚姻主義小家族制の趣旨にてらせば、少なくとも三親等以上の直系尊属(曾祖父)

や傍系血族（兄弟姉妹以下）を、法定相続人とすることには、問題があろう。新しい相続法の一部改正が、被相続人の子のみを本位相続人とし、孫以下の卑属の相続を、代襲相続とした（改民八）のは、少しでも婚姻家族相続制の線に近づけようとした意図のあらわれ、と解せられないこともないが、幸か不幸か、それが、おい・めい以下の傍系血族にも準用せられる（改民八）結果、前記の意図とは逆に、改正前以上に法定相続人の範囲をひろげることになってしまったのは、おもわざる皮肉というほかはない（福島「民法の一部改正と相続問題」・綜合法学五卷一―一号参照）。配偶者と子だけを、法定相続人として、一定の遺留分を保障し、あとは被相続人の適正な遺言による処分がなされるよう啓蒙し、これが活用されることが、理想であるが、無遺言の場合もおもんばかって、最小限度で後位相続人を予定することも一案ではなからうか。

三 相続の態様 相続がいかなるしかたでおこなわれるかも、相続関係の繁簡・関係者の利害・取引秩序の安否に多大のえいきょうをもつ重大事である。相続の確実性を保障しようとする立場で、被相続人の死亡と同時に、相続の開始を実現さすべきものとすれば、法定当然相続制が成立し、相続の目的を重視する立場で、その効果の発生を、相続人の意思決定に一任すべきものとすれば、選択主義相続制が承認される。現行民法は、前者にたち、予定相続人を法定し（民八八七）、被相続人の死亡と同時に（民八二）、相続人は、その時から、被相続人の財産的権利義務いっさいを、当然、直接に、承継し（民八九六）、相続財産と相続人の固有財産の混合した全財産をもって、相続債務に対して、無限の弁済責任をおうこと、を原則としている（民九二〇・九二一参照）が、これがいかに現在の相続関係を複雑化し、解決困難な問題を提供しているかは、既述の随所に露呈され、いまさらくりかえす必要がないのみでなく、現代の自己責任主義の立場からいって、あまりにも相続債権者の保護の厚きにすぎ、相続人の無過失責任が重きにしつするうらみなしとしない。問題の解決を平易にし、利害の公平を期する意味において、包括的無限責任主義よりも、清算的限定責任主義の

ほうが、より妥当性が大きいようにおもわれる。さらに一步を進めれば、英法が認めているような被相続人の人格代表者による間接的清算主義相続制こそ、理想的であるというべきかもしれない（福島「ドイツ法における相続人の責任」・関大法論六卷一号参照）。